

高知県ふるさと教育推進事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県ふるさと教育推進事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、郷土の偉人や歴史等の学習や体験活動を通じて、ふるさとへの理解を深め郷土愛を育むふるさと教育を推進するため、別表1に掲げる社会教育関係団体（以下「補助事業者」という。）が行う次の各号に掲げる事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助する。

- (1) 郷土史等の学習
- (2) 異世代間の交流による青少年の健全育成のための活動
- (3) 地域文化にふれる体験活動

(補助率及び補助対象経費)

第3条 前条に規定する補助対象事業の補助対象経費及び補助率については別表1に掲げるとおりとする。

(申 請)

第4条 規則第3条第1項に規定する申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、これに次の各号に掲げる書類を添えて、各1通を高知県教育長（以下「教育長」という。）に提出するものとする。

- (1) 事業計画書 (別記第2号様式)
- (2) 事業実施計算書 (別記第3号様式)
- (3) 収支予算書 (別記第4号様式)
- (4) 県税の滞納がないことの証明又は県税完納情報の提供に係る同意書及び本人確認書類の写し
ただし、県税の納税義務者でない場合にあっては、その旨の申立書（別記第11号様式）

2 補助事業者が消費税に係る免税事業者である場合は、上記の書類に加え、別記第10号様式による証明書1通を教育長に提出するものとする。

(交付の決定)

第5条 教育長は、前条の規程による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表2に掲げるいずれかに該当すると認めたときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 教育長は、補助事業者が別表2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達するため、補助事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金の交付決定を受けた補助対象事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第5号様式による事業内容変更申請書を提出し、教育長の承認を受けること。

ア 補助金の交付決定額の増額

イ 補助金の交付決定額全体の 20 パーセントを超える減額

ウ その他教育長が必要と認めるもの

- (2) 補助対象事業を中止し、若しくは廃止する場合又は補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合若しくは補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに教育長に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業の実施に当たっては、別表 2 に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約委託の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りではない。
- (6) 県税の滞納がないこと。

（概算払の請求）

第 8 条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記第 6 号様式による概算払請求書に概算払を必要とする理由及びその基礎を明らかにした書類を添えて教育長に提出しなければならない。

（実績報告）

第 9 条 規則第 11 条第 1 項の規定による実績報告書の様式は、別記第 7 号様式によるものとし、これに次に掲げる関係書類を添え、各 1 通を補助事業完了後 30 日以内又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに教育長に提出するものとする。ただし、これによりがたい場合は、翌年度の 4 月 15 日までに提出するものとする。

(1) 事業実績書 (別記第 2 号様式)

(2) 事業実施計算書 (別記第 3 号様式)

(3) 収支決算書 (別記第 8 号様式)

2 補助事業者は、第 7 条第 5 号ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第 7 条第 5 号ただし書の規定により交付申請した場合は、第 1 項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第 9 号様式により教育長に報告するとともに、当該金額を教育長に返還しなければならない。

（グリーン購入）

第 10 条 補助事業者は、補助対象事業の実施において物品等を調達する場合は、県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

（書類の保存）

第 11 条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出の帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を当該事業終了の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(情報公開)

第12条 補助対象事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条第1項に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第9条第3項、第11条及び第12条の規定は、同日以後も、なおその効力を有する。

(附 則)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第2条、第3条関係）

補助事業者	補助対象事業	補助対象経費	補助率
土佐史談会	(1) 郷土史等の学習	報 償 費 旅 費	定額
	(2) 異世代間の交流による青少年の健全育成のための活動	消 耗 品 費 印 刷 製 本 費	
高知県連合婦人会		通 信 運 搬 費 保険料（参加者分は除く。）	
	(3) 地域文化にふれる体験活動	使用料及び賃借料	

＊ 補助対象事業：市町村単位の会、役員会・総会等事業者内部の会は補助対象外とする。

別表2（第5条、第6条、第7条関係）

(1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
(2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
(3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外

の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。

- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。